

## 【 調査結果のポイント 】

- (1)週1回以上、3カ月にわたってアルバイトを行った経験を有する大学生等に、アルバイトに関する意識等調査を実施し、1000人から回答を得た。
- (2)対象者1000人が経験したアルバイトの業種等は、コンビニエンスストア(15.5%)、学習塾(個別指導)(14.5%)、スーパーマーケット(11.4%)、居酒屋(11.3%)の順であった。
- (3)58.7%の学生が、労働条件通知書等を交付されていないと回答した。労働条件について、口頭でも具体的な説明を受けた記憶がない学生が19.1%であった。
- (4)学生1000人が経験したアルバイト延べ1961件のうち、48.2%(人ベースでは60.5%)が労働条件等で何らかのトラブルがあったと回答した。トラブルの中では、シフトに関するものが最も多いため、中には、賃金の不払いがあった、労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかったなどといった法律違反のおそれがあるものもあった。

# 行政の焦点

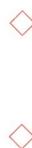
## 学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組の強化について

本誌平成28年2月号において厚生労働省発表『大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果等』を掲載しました。新年度が始まるこの時期は、各事業場において学生アルバイトを雇う時期であることから、この調査結果を基に改めて学生アルバイトの労働条件確保に向けた行政の取組みを紹介します。

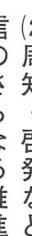
各事業場におかれましても、学生アルバイトの労働条件確保にご留意ください。

厚生労働省は、学生アルバイトを巡る労働条件や学業への影響等の現状及び課題を把握し、適切な対策を講じるため、平成27年8月27日から同年9月7日までにかけて、大学生、大学院生、短大生、専門学校生に対し、学生アルバイトに関する意識

等調査を実施しました。  
調査結果のポイントは左記のとおりです。



（新規）  
アンケート調査の結果を踏まえ、労働基準関係法令違反のみならず、無理なシフトの設定等学業に支障をきたすようなトラブルも見受けられることから、労働基準関係法令の遵守や学生は学業が優先であること、無理な人員配置を控えていただき旨等について、事業主団体に対する文書要請を行う。



（新規）  
（2）周知・啓発など情報発信のさらなる推進

○都道府県労働局長による助言・指導等の実施  
○アルバイトのシフトの設定を巡るトラブルなど民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局长による助言・指導等を実施する。

厚生労働省は、学生アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すことを目的とした「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを平成27年4月から同年9月に実施するなど、大学生等への周知活動に取り組んできました。今後は、本調査結果を踏まえ、学生アルバイトの労働条件の確保に向けて、次の取り組みを強化・実施する予定としています。

（1）事業主団体への要請等

○学生アルバイトが多い業界団体等への要請や意見交換（新規）  
○学生アルバイトが多い業界の団体等に対し、学生アルバイトを活用する上での課題（労働基準関係法令違反のみならずシフトの設定等も）について、文書要請や意見交換を行う。

○都道府県労働局長による助言・指導等の実施  
○アルバイトのシフトの設定を巡るトラブルなど民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局长による助言・指導等を実施する。

○モデル様式（シフトの設定にあたっては学業に留意する旨を明記したもの）を学生に配布し、本

人や大学等におけるアル

バイトの労働条件の確認

のための利用促進を図る。

等の配布や説明会・研修会等を開催する。

### ○「アルバイトの労働条

件を確かめよう!」キャンペー  
ンペーンの全国での実施

等(拡充)

高校生向けアンケート  
の実施による実態把握  
(新規)

高校生向けアンケート  
を実施して実態把握を行  
い今後の対策につなげる。

○高校生に対する労働法  
教育の充実(新規)

労働法について高校の  
公民等の授業の中で教え  
やすく生徒も学びやすい  
ような教材を含む学習  
プログラムを作成するこ  
とを検討。

28年度は全国規模で広  
報活動、リーフレットの  
配布などを重点的に実施  
する。

また、26年11月に開設  
した厚生労働省の労働条  
件ポータルサイト「確か  
めよう労働条件」による  
情報発信を行うとともに、  
SNS等を活用し、アル  
バイトをする前に知つて  
おくべき内容について周  
知を図る。

### (3)相談への的確な対応

#### ○大学における出張相談

(新規)

学生数が多い大学等を  
中心に年1回程度(アル  
バイトキャンペーン期間  
中)、都道府県労働局に  
よる出張相談を実施する。

○高校、大学等への労働  
法制の普及にかかる講師  
派遣やセミナー等の実施  
(拡充)

高校、大学等において  
実施するセミナーや講義  
等を通じ労働法制の周知  
を図る。

また、アルバイトに係  
る問題への窓口機能を強  
化してもらうべく、各大  
学等の学生支援部署の職  
員向けに参考となる冊子

ける相談対応(一部新  
規)

労働基準監督署、総合  
労働相談コーナー(各労  
働局及び各労働基準監督  
署に設置)において懇切  
丁寧な相談対応を行う。

アルバイトキャンペーン  
期間中には、総合労働相  
談コーナーに若者相談コ  
ーナーを常設する。また、  
夜間・休日は、無料の電  
話相談ダイヤル「労働条  
件相談ほっとライン」で  
相談対応を行う。

○申告・相談がなされた  
事業場に対する優先的な  
監督指導の実施

学生アルバイトの方が  
いつでもメールで相談で  
きる「労働基準関係情報  
メール窓口」に寄せられ  
た相談を含め、労働基準  
関係法令違反の申告・相  
談がなされた事業場に対  
して、労働基準監督署に  
おいて優先的に監督指導  
を実施し、法令違反が認  
められた場合には、その  
是正を図るよう指導を実  
施する。

平成28年3月25日(金)から3月31日(木)まで

## 36協定等の臨時受付所を開設します

名古屋北労働基準監督署  
(名古屋合同庁舎第3号館8階)

名古屋北労働基準監督署  
では、毎年年度末にな  
ると、36協定等の提出に  
より当署窓口が大変混雑  
し、来署者の皆様に多大  
なるご迷惑をおかけして  
いるところです。そこで、  
混雑を緩和するために、  
タイトルの期間中、当署  
が入居している名古屋合  
同庁舎1階に臨時の受付  
所を設けることとしまし  
た。

届出書類は、  
①36協定届  
②1年単位の  
変形労働時間制  
に関する協定届  
③就業規則の  
新規・変更届出

当受付所にお  
いて受理できる

届出書類は、

①36協定届  
②1年単位の  
変形労働時間制  
に関する協定届  
③就業規則の  
新規・変更届出

